令和 7年 9月 4日 環境まちづくり委員会（未定稿）

午後１時３０分開会

〇桜井委員長　皆さん、こんにちは。連日お暑うございます。ただいまから環境まちづくり委員会を開会したいと思います。

まずは傍聴者の方にご案内を申し上げます。当委員会では、撮影、録音及び通話は認められておりません。また、メールのやり取りなど、パソコン及びスマートフォンなどの電子機器使用も認められておりませんので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

それでは、始めてまいります。本日の日程をご確認いただきたいと思います。陳情審査をした後に、報告事項、その他と入ってまいります。この日程のとおり進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇桜井委員長　はい。それでは、日程の１番でございます。陳情審査に入ります。

初めに、新たに当委員会へ送付された三番町関連の陳情でございます。本件に関する陳情は、送付７－２１、人身の危険回避のための「都市計画三番町地区地区計画」の早急な見直しの陳情、送付７－２２、人身の危険回避のための第一種住居地域での巨大タワーパーキング禁止の陳情、この２件でございます。陳情書の朗読は省略し、関連するため、一括で審査をすることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇桜井委員長　はい。そのようにさせていただきます。

まず、執行機関から、情報提供等がございましたら、お願いしたいと思います。

〇榊原景観・都市計画課長　本件に関しましては、４月２５日の本委員会における陳情審査の結果を踏まえまして、区から事業者への要請を行ったところでございますが、今回の陳情にあるように、地区計画によって工事を義務づける、もしくは制限を設けることは、制度上難しいというふうに考えております。

ご説明については以上です。

〇加島まちづくり担当部長　すみません。今の景観・都市計画課長の答弁に関しまして、陳情７－２１のほうですね。その崖の、というところで。すみません。

〇桜井委員長　はい。皆さんもご案内のとおり、この陳情につきましては、さきのこの環境まちづくりの委員会の中で陳情が出されたもの、これが４月２１日で、７－１５のものでございます。それで、そのときの整理としては、区が事業者に対してイエローゾーンを解除するための安全対策を申し入れると、強力に申し入れるという、そこで終わっております。それで、今日これからの中で、それから時間がたっていますので、事業者にどんなような要請をしたのかとか、どういうような回答が返ってきたのかとか、そこら辺のところから入っていく形になろうかと思います。

それでは、委員の皆さんから、ご質疑がございましたら頂きたいと思います。

〇岩田委員　今、委員長がおっしゃられたように、区からどういうふうなことを言って、向こうからどういうような答えが返ってきたのか、分かる範囲で教えていただければ。

〇武建築指導課長　こちらにつきましては、三番町の崖があるということで、建築指導課でそういった土砂災害の警戒区域、このイエローゾーンやレッドゾーンと言われるところについては建築指導課で扱っておりまして、４月２５日、環境まちづくり委員会で、委員会整理としては、土砂災害のイエローゾーンの解除に向けた調整をするように、執行機関

に強く求めることを委員会で集約いただいて、区として指導を行っております。
　この事業者に対しまして、この委員会後、まずは陳情があった旨と、また委員会で整理された旨を事業者さんにお話しさせていただきまして、先ほどのイエローゾーンにつきましては解除が難しいということではあったんですが、今まではこの事業者さん、崖の部分を改修してということでありましたが、新たに、安全上の問題から、全て擁壁を取り替えて新設するということで、その際レッドゾーンは解消できるんですが、擁壁が、ここの辺りは擁壁が７メーターの高さがございまして、このイエローゾーン解消するには、５メーターを切らないとイエローゾーンが解消されないということで、レッドゾーンの解消については行うということでしたが、擁壁の高くなって、既存もあるということで、イエローゾーンは解消できない旨は回答を得ているというところでございます。
〇桜井委員長　うん。なかなか難しいところですよね。
　岩田委員。
〇岩田委員　まさにそのイエローゾーンで、この陳情を読むと、「イエローゾーンで擁壁を敷地内に残したまま急ピッチで建設が進められている超大型マンション計画であり（中略）命の危険を感じながら過ごしています」と言っているんですから、イエローゾーンのままですと言ったら、このままですよね。命の危険を感じたままになっちゃうじゃないですか。だから、そこはもう一押し、何かやるべきなんじゃないんですか。それをやってくださいよという陳情だと思うんですけども、そこに関してはどうなんでしょう。
〇武建築指導課長　まずイエローゾーンとレッドゾーンの違いをちょっと説明させていただきます。まずイエローゾーンに関しましては、崖が５メーター以上あるものとか、そういった条件がありまして、その周辺に指定されるものです。レッドゾーンに関しては、イエローゾーンの中で既存の擁壁とか斜面が安全性が確認されていないところ、そこが指定されます。今回は両方かかっているというところで、イエローゾーンの中に、今回のローマ法王の跡地のところには、安全性が確認されないちょっと古い老朽化された擁壁がありましたので、そこが一番危険な箇所ということで指定されておりますので、そこの部分については、既存のものを全て壊して新設するということで、そういった意味ではレッドゾーンが解消されるということで、安全性は確保されるということで、区のほうでもそれを確認していくんですが、イエローゾーンに関しては、どうしてもそこの敷地とお隣も５メーターを超えていますので、そういった協力がないとできないということで、この部分の周辺との、お隣と、そこも下げないといけないということで、そこは今回の開発ではできないということで、イエローゾーンはちょっと解消できなかったという事情でございます。
〇岩田委員　隣地の協力がないとできないということなんですけど、じゃあ、隣地に対しては何かアプローチはしたんでしょうか。
〇武建築指導課長　隣地に関しましては、まだ既存のマンションとかが建っておりますので、ちょっとその建物の改築時じゃないとできないということで、ちょっとそこまでは要請ができなかったところでございます。
〇桜井委員長　同じ状態であれば話ができるけど、既存建物があるということになると、岩田委員がご心配なことは皆さん同じだと思いますけどね。ただ、レッドゾーンについては解消できたということなわけですよね。
　これは先ほども申し上げましたけれども、送付７－２１、７－２２、一括して審査を行

いますので、どちらのご質問でも結構、質疑でも結構です。
〇小野委員　そうしましたら、私はもう一つのこのタワーパーキングのほうについて、ちょっとお伺いしたいと思います。
　こちらの陳情を拝見いたしました。非常に道路の周辺の状況などもご心配なんだなということも伝わってまいります。ちょっとそこでお伺いしたいんですけれども、ここにも書いてありますけど、赤文字で書いてあるんですけれども、建築基準法で建築できないと陳情書には書いてあります。実際は、そう書いてあるんですけど、そもそも建築が可能なのか、不可能なのかというところをお聞かせいただけますか。
〇桜井委員長　駐車場がということね。駐車場。
〇小野委員　そうですね。
〇武建築指導課長　まず、ここに書かれているタワーパーキングが、ちょっとそれが建てられるか建てられないかということでございますが、まずここは第一種の住居地域に入っておりまして、その中で、建てられない用途として、駐車場はできるんですが、規模によって、ここの場合は３層以上のパーキングだということで、タワーパーキングで３層と見たということで立体的に造られていますので、そこは都が判断して、３層以上ということで判断しまして、用途の規制の範囲ということでございます。そこで、建てられないということで陳情があったと思います。
　このことにつきましては、ただし書の許可がございまして、住居の環境を害しない、または公益上必要と思われる、そういったことを都の建築審査会で審議いただいて、それで都が判断するということでございますので、そういった許可が得られれば、このタワーパーキングは建つことができるということでございます。
〇小野委員　分かりました。ということは、これは今、区に陳情が来ているものではあるんですけれども、そもそもが東京都の許可の下でやるものであり、かつ本当はできないんだけれども、ただし書の許可を得ることで建築ができるというふうに今解釈をしたんですけれども、そちらについて、そうすると、今、東京都の手続というのは区で把握をされているんでしょうか。
〇武建築指導課長　こちらの手続については、７月に公聴会が開かれて、８月２５日の建築審査会で審議いただいているというところまでは頂いておりますが、許可が出たかについてはまだこちらとしては把握していない状況でございます。
〇小野委員　分かりました。そうすると、その辺りがどういう状況になっているかというのは、逐一区に情報が入ることになっているのか、それともこちらから毎回問合せをかけないと情報が入らない状況なのか、その辺りについてはどうですか。
〇武建築指導課長　この案件につきましては、連絡を取ってやっておりますので、審査会で通ったとなれば、こちらに連絡が来るということになっております。
〇小野委員　分かりました。そうすると、今こういうご心配の声が上がっているというところなんですけれども、そもそも地区計画で、建築基準法のただし書というところに対してなんですけれども、区として制限をするということに対して、何か申入れをするとか、またはそもそもそういうものが可能なのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。
〇榊原景観・都市計画課長　今回の陳情で頂いているご意見としては、大規模なタワーパーキングを地区計画で制限してほしいというご要望かと思いますけれども、番町・麹町地

区において、既にこの建築基準法の、先ほどご説明もあったただし書の許可を受けて整備されている建築物もある状況でして、もうこのただし書の許可による個別の事情に応じた柔軟な対応の措置というのがこの基準法の中で設けられているということも考えると、それを地区計画によって許可自体を打ち消すような制限を設けるということは、難しいのではないかというふうに考えています。

〇小野委員　ありがとうございます。分かりました。とはいえ、こういうご心配のお声があるというのは、やっぱり住まわれている方ならではだと思うんですね。となってくると、先ほど７月に公聴会が開かれたということなんですけれども、今後の例えば情報提供をしっかりしていくだとか、またご意見を収集するだとか、そもそも民間の事業ですので、区とどの程度の情報共有というのをされているかが私の中では理解できていないんですけど、その辺りをしっかりやっていただかないと、ちょっとこのご心配のご意見とかその辺りも、事業者にそもそも伝わるのかどうか、伝わることが大事だと思うんですけど、そういったところについてはどのようにお考えですか。

〇武建築指導課長　建築指導課に、建物については都の案件ということなんですが、この崖に関しましては区のほうにも許可の手続が出ておりますので、その中で安全をまず計画の段階で確認して、完了時においても確認して、そういった、あとまた周りの方の、周辺の方のお声も事業者に伝えて、周辺の方も不安がないように指導していきたいと思っております。

〇桜井委員長　春山委員。

〇春山委員　先ほど擁壁とイエローゾーンの解除ができないということについては確認、ご答弁いただいたんですけれども、既存擁壁を一旦全部壊して新しく擁壁を造るということになる。それと、地下階というのは今の既存擁壁よりも下に来られるんでしょうか。その辺の、地下階のところについてご説明いただけますか。

〇武建築指導課長　ちょっと時間……

〇桜井委員長　はい。ちょっと休憩します。

午後１時４６分休憩

午後１時４７分再開

〇桜井委員長　委員会を再開します。

　じゃあ、答弁からお願いします。建築指導課長。

〇武建築指導課長　お時間を頂き、ありがとうございました。この建物は地下２階までございますので、新設、壊して新たに建てる擁壁のやや下ぐらいまでは来ると思っております。

〇桜井委員長　春山委員。

〇春山委員　ありがとうございます。新しく掘られる地下階というのに、平置きの駐車場と、それに加えてタワーパーキングというふうに認識しているんですけれども、この構造について、地下の平置きがどのくらいの台数で、立体機械駐車場というのが何台ぐらいという計画か教えていただけますか。

〇武建築指導課長　この届出が、私どもで届け出た図面の中では、４０台ほどが平置きで、その他１４５台予定されているんですが、１００台ほどがタワーパーキングで、２基あるということで、ちょっと認識しております。

○春山委員　ご説明ありがとうございます。この陳情にあるように、この建物１３０戸に対して、平置きが４０台の立体式駐車場で１００台以上というものが計画されているというふうに、理解でよろしいでしょうか。

　それで、区として、この住宅地の、閑静な住宅地の中に、もともとローマ法王庁の、本当に木が、大木がたくさんあったところを全部伐採され――まあ全部というかな、ほぼ伐採されて、そこにこのタワー式の機械式の、この時代にこれからの時代に造るということに関して、やっぱりすごく懸念の声と、近隣の外部環境への負荷も含めて、１３０戸のマンションに対して１４０台以上のこの駐車を造るということに関して、都の案件なので区として何か制限できるということはないとは思うんですけれども、審査会での申入れも含めて、どのように区としてこの開発について考えられているのか。都に申入れをしているのかというのがあれば、教えていただけますか。

○桜井委員長　ちょっと休憩します。

午後１時４９分休憩

午後１時５０分再開

○桜井委員長　委員会を再開します。

　まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長　今回のこのタワーパーキングに関しましては、建築基準法の許可が必要なのというのは、その規模ではなくて、解釈として、３階建てになるということで許可になります。台数に関しては、正直、基準法の中で制限というのはないと。容積の、何ですか、緩和だとか、そういったものはあるんですけど、台数に対しての制限がありませんので、それに対して、区がこの台数を何台程度にしなければいけないというような見解だとかというのは持ち合わせておりませんし、また、法的にはあまりそういったことはちょっとできないかなというのが正直なところでございます。

　どちらにしても、今回の陳情に関しては両方とも地区計画で制限をしてほしいということなので、先ほどから担当者が言っているように、地区計画、都市計画としてはちょっとなじまない項目なので、ちょっとそこら辺は無理だと。ただ、安全上だとか――擁壁の安全上ですね、自動車、まあタワーパーキングといっても建物の中に組み込まれるタワーパーキングなので、一般的なこのタワーパーキングとはちょっと見た目も違うという形にはなるんですけど、そういったところの安全上、そういったところをしっかり、この計画だけではなくて、建物が建った後にしっかり管理してもらう必要が、崖も駐車場も必要かなと。

　それと、あとは共同住宅ですので、一気に車が百何十台と出ていくとか、そういったこともちょっと考えられないかなとは思うんですけれども、一応、今、東京都の建築審査会の中での質疑の中でも何かそこら辺は指摘があって、いろいろまた回答するようなところになっているみたいですので、そういったところも踏まえまして、またご報告できるようなタイミングがあれば、こういうような形になりましたということで報告できればなというふうに思っております。

○岩田委員　関連。

○桜井委員長　まだ続けられますか。

　春山委員。

〇春山委員　ごめんなさい。私も今回の事業者の説明の資料を頂いて、正式に見ていない、このパーキングの出入口は、文人通りに面することになるんでしょうか。南側、文人通りですか。
〇加島まちづくり担当部長　おっしゃられるとおりです。
〇桜井委員長　はい。いいですか。
　春山委員。
〇春山委員　この文人通り、二番町の再開発に伴う日テレさん側の道路の車が増えるんじゃないかという心配もすごく出ている道路で、お子さんたちも本当に通学路として皆さん道路を使っているところで、現状でも、私も何度も、皆さん住んでいる方々からクレームというか相談を頂くんですけれど、もう擦れ違いも本当にミラーのこすれるというような事故もすごく相次いでいる道路で、そこに対してこの１４０台の新しいものができるって、やっぱり周りの方々からすごい懸念されているので、区としてどうしようもないということは理解しつつも、やはり全体の地域の環境というのを、開発の事業者さんたちに対してやっぱり申し入れていくという体制を何かできないのかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。
〇加島まちづくり担当部長　日本テレビのお話もあり、あそこはどちらかというと商業、業務なので、車の出入りというのはある程度この時間的にあるかなというのは、それは否定できないところです。共同住宅に関しては先ほど申し上げたとおりですけれども、地域のそのほかのまた開発だとか建て替えだとかに伴って、今、何でしょう、番町の、今回、戸数以上の駐車場があるという、やはり今の世相が反映されているのかなというふうに思っております。そういったものがやっぱりいっぱい出てくるとどうなのかなというのはありますので、それは地域の方々と、例えば道路の拡幅だとか歩道を設置するだとか、そういったところ、今すぐできるというわけではありませんけれども、そういった協議だとかをしていきながら解決する必要もあるんじゃないかなというふうに思っております。
〇春山委員　ぜひ、地域の方々が住みやすいと思えるようなことを区としてもちゃんと取り組んでいただきたいと思います。ここ、神田のほうは駐車場の地域ルールというのがあるんですけれども、この番町・麹町地区にはそれがかかっていないと。今後やはりマンションの中でも、もう車は使わないとか、シェアでいいとか、ウォーカブルで公共交通でいいとか、マンションの地下の駐車場が空いているというところも出てきている中で、この戸数以上の駐車場というのは、本当にこの先の時代、必要になってくるのかということは、よく区のほうでも、地域ルールをつくっていくことも含めて検討いただきたいと思います。
〇加島まちづくり担当部長　駐車場の台数だとかルールだとか、今後、来年度以降の検討の中でも進めていくべき必要があるかなというふうに思っております。一方で、今の先ほどとちょっと同じになっちゃうんですけど、住戸以上の車庫を設けることによる、何ですか、マンションの価値だとか、そういったところというのが、今の時代としては少しあり得ているというところがあるので、そういったところの制限というのはどうやっていくべきかというのは、また課題なのかなというふうに思っております。
〇桜井委員長　先ほど関連がありました。岩田委員。
〇岩田委員　部長、今、口頭で答弁いただいたんですけど、何というんですかね、完成イメージ図的なものとかって何か、何か建物の中に駐車場があるから普通のとはちょっと違

うんですよと。我々は見ていないので、どんな感じなのか分からないですけど、どんな感じなんですかね。
○加島まちづくり担当部長　すみません。説明が下手で、申し訳ありません。
○岩田委員　いえいえ。
○加島まちづくり担当部長　タワーパーキングと一言で言うと、何かもう立体のこういうタワーパーキングじゃないですか。それではなくて、建物、共同住宅のマンションの中に組み込まれているので、外から見ると、こういうタワーパーキングという形で見えないという、そういったところでご説明させていただきました。
○岩田委員　つまり、マンションの一部みたいな感じでなって、その中がパーキングになっているということなんですね。なるほど。
　それはそれで置いておいて、あとは、もう区が言えることはもう限られていて、これ以上言えないということでいいんですかね、これに関して。
○加島まちづくり担当部長　区が言えないと、本日のこういったご意見だとかというのは事業者のほうに話すことは可能ですけど、区がそれによって建築基準法の中の許されるものを制限することはできないということです。
○桜井委員長　そういうことだよね。
　ほかにありますか。よろしいですか。
　質疑の中で、陳情の中にある、この２本の中にある、地区計画で建物ですとかタワーパーキングを制限するということはできないということは分かりました。それと、東京都案件、１万平米以上だということで、なかなかそこのところの審査については区の手の届かないところにあるということだということも分かりました。
　そうはいっても、先ほど岩田委員ご発言のとおり、区民の方から陳情が出ていることでございますので、やはり安全の担保をどのようにしていくのかということについては、我々委員会としても、やはりしっかりと事業者に区を通じて申入れをする。安全に、工事だけじゃなくて、建った後も安全にしていただくと。それと、タワーパーキングの運用ですとか、または通行だとか、そういうことも含めて、安全、利用者の方、そこの利用者の方が心配しないで過ごすことができるように、今度、崖の下の方もそうです。陳情者の方ですけど、そういう心配をしないでいられるような、そういう環境をつくっていただくために、引き続き執行機関を通して事業者に、安全対策についてきちっと申入れをしていただくということを、どうでしょう、当委員会の集約として申し入れるということで、この陳情については陳情者の方にお返しすると。そのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○桜井委員長　はい。それでは、そのようにさせていただきます。
　次、行きます。続いて、二番町地区のまちづくり関連についてでございます。ご案内のとおり、送付６－２６、３８、３９、送付７－５、７、１６、１７の計７件でございます。これらの陳情につきましては、二番町の質疑の中で附帯決議がございました。附帯決議で、今後の話合いの場をどのようにしていくかということで、るる前回の委員会の中でもご報告を頂いてきたわけでございますけども、それに関連した陳情でございます。これにつきましても、関連しますので、一括して審査をするようにしたいと思いますが、よろしいで

しょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長　はい。それでは、そのようにさせていただきます。

　それでは、まず執行機関から、何か情報提供がありましたら、頂きたいと思います。

○齋藤麹町地域まちづくり担当課長　先ほど委員長からもご説明がありました。陳情では、区民が前向きに話し合える場づくりや、二番町地区計画について、心配事の解消ということなどもご意見を頂いているところでありますし、当委員会でもご意見を頂いたり、あるいは都市計画審議会でも意見を頂いておりまして、シンポジウムを企画検討しております。

　前回の当委員会以降、追加で決まったシンポジウムの内容等についてご報告させていただきます。日時でございますけど、９月２０日土曜日、１５時から、麹町小学校体育館で開催することとなりました。

　当委員会でもご意見いただいた周知方法についてでございますけど、周知方法については、８月２０日号の広報紙の周知のほか、区のホームページ、ＳＮＳ、あるいは千代田区ポータルサイトに登録された区民へのプッシュ通知、あるいは地域の広報の掲示板とか、あるいはまたご意見いただいた麹町出張所でパンフレットを置いたり、そういったことを周知方法として行ってまいりました。また、周知の内容についても、番町のこれまでの経過や附帯決議の内容も併せてホームページへ記載したとともに、出張所で冊子を配布させていただいたところでございます。昨日、３日までで、参加者、傍聴者の申込み、意見募集を締め切っており、ただいま頂いた意見の整理や、あるいは開催に向けての準備を進めているところでございます。

　前回ご報告しておりました会の運営でのファシリテーター等についてでございますけど、都市計画審議会の委員である加藤委員にメインのファシリテーターをお願いし、同じく都市計画審議会の委員である村山委員にまちづくりの専門家として参加いただき、専門的な見地からコメントを頂くという形で進めております。

　ご報告は以上でございます。

○桜井委員長　はい。７件について陳情を頂いております。一括して審査を進めたいと思います。ございますか。

○岩田委員　あれですね、パンフレットみたいな、小冊子みたいなのを配っていただいたということで、ありがとうございます。何冊ぐらい、何部ぐらい用意をして、何部ぐらいはけたんでしょう。

○齋藤麹町地域まちづくり担当課長　ちょっと詳細については、まだちょっとどれだけはけたかというのも把握していないんですけど、麹町出張所にパンフレットと、これまでの経緯という形で――あ、パンフレットじゃ。シンポジウムの周知と、これまでの経緯等についてセットで置かせていただいたといったところでございます。

○岩田委員　何部でしょう。

○桜井委員長　だから、分からない。

○岩田委員　いや、はけたのではなく、用意したのは分かる。

○桜井委員長　あ、用意したのが。用意したのが何部ぐらいかということ。

　ちょっと休憩します。

午後２時０５分休憩

午後２時０６分再開

○桜井委員長　委員会を再開します。

　答弁からお願いします。担当課長。

○齋藤麹町地域まちづくり担当課長　出張所に３０部用意して、自由に取れるようにしました。ちょっとまだ、はけた部数は確認しておりません。

　以上です。

○桜井委員長　岩田委員。

○岩田委員　このところ、例えば、それはいつからそこに置いたんでしょう。置いた時期というか、日にち。

○桜井委員長　ちょっと僕は見ていないから分からないんですけど、冊子なんですか、その置いたものというのは。（発言する者あり）えっ、パンフレット。何日にやりますから応募してくださいという案内。

○齋藤麹町地域まちづくり担当課長　案内と、これまでのまちづくり経緯を――すみません。

○桜井委員長　はい、担当課長。

○齋藤麹町地域まちづくり担当課長　配布したものは、シンポジウムの開催のお知らせと、あとこれまでの二番町のまちづくりの検討経緯をセットで。

○桜井委員長　じゃあ、少しは厚いんだ。

○齋藤麹町地域まちづくり担当課長　はい。まあ３枚程度ですね。両面刷りで。

○桜井委員長　だそうです。

○岩田委員　ふーん。それはいつ。

○桜井委員長　いつ頃からそこに置いたんですか。

○齋藤麹町地域まちづくり担当課長　基本的に８月２０日号に周知しておりますので、に合わせて、あるいはちょっと２０日が何曜日か忘れましたけど、数日後かもしれないですけど、それぐらいに配布して、置きました。

○桜井委員長　岩田委員。

○岩田委員　これ、９月３日に締切りなのに、８月二十何日って。

○齋藤麹町地域まちづくり担当課長　２０日号。

○岩田委員　うん。だから２０日号で、その何日か後ということですから、期間がすごく短くないですか。前、前回のこの委員会のときに、そういうのを用意しますと言ってから随分日にちがあるのに、ほんのちょっとの間だけ置きましたと。僕、それ、この間何度か行っているんですよ、麹町区民館。どこにあるのかも全然分からないし、どういうものなのかも分からない。見てもいない。分かるようにしなかったら、全く意味ないじゃないですか。全然見ていない。それ、どこにあるんですか、そもそも。区民館のどこに置いてあるんですか。委員長も見ていないとおっしゃっていました。どこにあるんですか。

○桜井委員長　いや、そういうふうには言っていない。

○岩田委員　えっ、見ていない……

○桜井委員長　どういうものなんですかと聞いた。

○岩田委員　でも、見ていないんですよね。

○桜井委員長　聞いたんです。見ていないとは言っていない。（発言する者あり）

分かりますか。
ちょっと休憩します。

午後２時０９分休憩
午後２時１０分再開

○桜井委員長　委員会を再開します。
答弁からお願いします。
○齋藤麹町地域まちづくり担当課長　先ほどの、麹町出張所に置いた場所ですけど、区民館１階のパンフレットを置くコーナーに置いております。で、日付でございますけど、８月２５日から置いております。
以上です。
○桜井委員長　岩田委員。
○岩田委員　２５日から。２５、２６、２７、２８、２９、３０、３１、１、２、３で締切り。短くないですかという話ですよ、さっきも言いましたけど。広報するにはあまりにも。お知らせするんだったら、もっと。だって、前の委員会のときにこの話をして、二十何日って遅くないですか、皆さんにお知らせするんだったら。しかも、もっと分かるようにしないと。僕、何度も行っているんですよ、区民館。全く分からない、どこにあるのか。いや、探し方が悪いと言われたらそれまでかもしれないですけどもね。いや、見ないですよ。ほんと分からない。分かるようにしていただかないと。それで、やりましたと言われても。
で、そのパンフレットみたいなものは、これ、説明会に来た人にも配れるぐらい今後印刷する、しない。どちらでしょう。
○加島まちづくり担当部長　周知の期間につきましては、区としてはその期間で大丈夫ではないかというような判断はさせていただきました。ただ、今後の教訓ということで、もう少し長いほうがいいんじゃないかということであれば、今後、これは２回で終わるというふうには考えていませんので、次回にちょっと参考にさせていただきたいなと。
また、麹町区民館への周知、いろんな案件というか、そういうものが出張所へ行くとありますので、そこの中でどう目立たせるかというところは、ちょっと我々だけではなくて、出張所の多大なるご協力が必要になってきますので、それもちょっと検討はさせていただきたいなというふうに思っております。
えーと、ご質問は何でしたっけ。すみません。
○岩田委員　短いなという。２５日からで１０日間じゃないですか。
○加島まちづくり担当部長　その短さに関しては今ご指摘いただきましたので、今度、３回目もやろうというふうにしておりますので、そういったところでまた、ご指摘があったということで検討させていただいて、次回に向けてやりたいなというふうに思っております。
○桜井委員長　はい。ほかにありますか。
○小野委員　現物の資料が麹町区民館に置いてあったんだということを、私も今の質疑で知りました。私はホームページを見て、ホームページに入っていたので、それは理解はしていたんですけど、ただ、ちょっとホームページをやっぱり見る方というのも、多くの方ではないと思うので、場合によっては、公式ＬＩＮＥもそうですし、ホームページはもち

ろんそうなんですけれども、いろんな媒体を使って、こうした基礎資料というのを共有していただくことが大事だと思うんですけど、３回目以降はぜひこういったところもしっかりと組み込んでいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。
〇加島まちづくり担当部長　今、また小野委員にもご指摘いただいたかなというふうに思っていますので、３回目以降に十分調整していきたいというふうに思います。
　すみません。先ほどの岩田委員のご質問、置いたパンフレットを今度のシンポジウムで配るのかというご質問でした。すみません。経緯経過のところなので、もう少し詳しい冊子を用意しているところでございます。そこでご説明をさせていただきたいなというふうに思っております。
〇桜井委員長　小林たかや委員。
〇小林委員　ちょっと方向を変えて。
　今、告知の仕方を言われているんですけど、この前の委員会では、もちろん告知の仕方も、僕は出張所に置いてほしいよと、置いていただいたんですけど、役所って、告知、特にまちづくり関係というのは、何か変わったときに、ぺたっと貼れば終わりという、そういうことがもう根づいちゃっているんで、それはいかんよということ。
　そうじゃなくて、今回の問題というのは、いろいろ内容的にも分かりづらいという指摘をしたはずなんですよ。附帯決議が分かりにくいんでという指摘があるから、附帯決議が分かるような内容で、経緯も分かるような内容で作ってねとお願いしましたよね。まあ、一生懸命作ったんでしょう。ホームページもやったんでしょう。
　ただ、そういう指摘があったとき、できたものを、委員会で示せとは言わないけど、委員に事前に配るなり、こんなことでとやったら知恵が出てくるんですよ。自分たちだけで、指摘した、やっていただくのは、優秀な職員だからできるかもしれないけど、区民が分かりにくいというのは、区民は議員が近いんですよ。それを、区民に分かるようにするのはもうちょっとこうしたほうがいいよとかいうアドバイスをもらって、いいものを作ってほしいんです。そこのところを理解しないと、これ、また内容について出てきちゃう。何だこれはということになっちゃいますよ。委員長も見ていらっしゃらないようだし。
　内容については３枚ぐらいでとかなんとか言っていますけれども、これを見る人というのは、今出したのはたった３０部。たったの３０部。３００部じゃないんですよ。ということは、一般的にたくさんの人に網羅して配ろうと思うんじゃない。興味のある人に正確にこの内容を理解していただいて、この会に出てきてほしいというのが趣旨なんで、その辺は、こういうキャッチボールを最近しないですよね、部長。キャッチボールがね。よくないんだけど、それはよくないです。こうやって、全然指摘がないものならいいけど、委員会で指摘があって、委員会で報告をするものであれば、あえて言えば、やり取りを、キャッチボールしていかなくちゃいけないんです。その辺は今後キャッチボールをしていってほしいなというのは一つの要望。
　それからもう一つは、やっぱり告知の方法というのは非常に大切で、先ほど言ったように、どこの自治体だって、役所はみんな同じです。分かりにくい。さっき言ったチラシを、いろんな案内というのがあります。自分の部署でやっているのはみんな大切なんですよ。福祉だったら福祉も大切。だからたくさん置いていっちゃうと、確かに出張所に行ってパンフレットを見ると、すごいたくさんあります。そこからこの大切な一つを見つけて、そ

れでこれを持っていこうというようなところに置く。だから、なかなか難しいというか、ほとんどできない。

だから僕は、知恵を出して、この時間の１０日しかないんだったら、風ぐるまに貼ってよと。こういうのがありますよ、もしくはこういうのをやっていますよとかいうような。もう取りに行くんじゃなくて、行くんですよ。車がぐるぐる回って、地域を回ったところに動かすぐらいの努力が要るんです、こういうことをやるときには。なおかつこの内容もしっかりして。というところが二つそろって、やっと役所としていい仕事をしたなというふうに見えるんですね。

だから、そういうことを今後、今日はもう終わっちゃっているし、本当はこれからでもいいんだけど、内容なんかを一回示して見せてほしいです。本当は委員会に今日なくちゃ駄目。自信のあるものを作っているんだから。それでやっぱり知恵もまた出てくるんで、その辺を考慮して今後進めてほしいんですけど、いかがでしょう。

〇齋藤麹町地域まちづくり担当課長　２点ご意見いただきました。

１点目、区民に分かやすい資料づくりをどのようにやっていくかという形で、区民に近い当委員の委員等にご意見いただきながら、キャッチボールしながらということで、どういったやり方でやっていくかも含めて、ちょっと部内で検討して、分かりやすい資料づくりというのを今後検討していきたいと思ってございます。

２点目の周知方法ですけど、こちらについても、どのような周知方法が、今回、３日で締め切ったわけですけど、今回やった周知方法について、どのようなところから今回申込みを頂いたかというのもある程度分かってくると思いますので、そのような分析も踏まえながら、次の機会での周知方法も検討していきたいなと思ってございます。

以上でございます。

〇桜井委員長　はい。よろしいですか、この件については。

先ほど説明にもありましたけど、今回のこの話合いが９月２０日の１５時ということでございますので、いろいろと周知の方法等についても委員の皆さんからご心配を頂いて、ご指摘を頂きました。ということで、この９月２０日に行い、また第３回目についても今後考えていきたいというようなご答弁もありましたので、この陳情７本については継続という扱いにして、今後また皆さんからも、報告を頂きながら指摘を頂きたいと。そのように思いますが、よろしいですか、そのようなことで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇桜井委員長　はい。じゃあ、そのようにさせていただきます。

以上で、二番町地区のまちづくり関連の陳情を終了いたします。

陳情審査は終了いたします。

次に、日程２、報告事項に入ります。初めに（１）番、特別区道の通称名の設定について、執行機関からの説明を求めます。

〇神原環境まちづくり総務課長　特別区道の通称名の設定について報告させていただきます。電子ファイル０１環ま０１、環境まちづくり部資料１をご覧ください。

項番１の概要でございます。申請者は富士見二丁目町会、場所は外濠公園に接する法政大学前の区道です。通称名は法大通り、区間は富士見二丁目１０７番から２３番地先、特別区道千第２５５号の一部になります。

創立１４５年を迎えた法政大学は、現在の場所に移転してから１００年以上が経過している、地域に根付いた歴史ある学校です。また、大学主催の防災訓練や学内ボランティアにある清掃活動などを通じて、地域との交流も盛んです。このような背景を踏まえ、文教地区であり、教育機関が多く立地しているこの通りが、より親しみを感じていただく機会を期待し、地元町会から大学名を通称とする申請があり、今般、区が通称名を設定するものです。

項番２に位置図をつけてございます。

項番３の今後のスケジュールです。本日の委員会報告後に区ホームページでの掲載を予定しております。また、広報千代田９月２０日号に掲載してまいります。現地での通称名板の設置は令和８年度を予定してございます。

説明は以上です。

○桜井委員長　はい。ご説明を頂きました。本件についてご質疑がございましたら、頂きます。

○岩田委員　地元の町会からこういう申請があったという話なんですけども、この名前にするということに、皆さん、ほかにはこういう名前がいいよみたいなのって、あったんでしょうか。

○神原環境まちづくり総務課長　地域の中でどういったご議論がされたかということについては私どもでは承知してございませんが、この法大通りというのが、地域の中で、こちらは飯田橋・富士見地域のまちづくり協議会というのがございまして、そちらの中ではご議論がされて、この名前を通称名にしようということで、協議会の中で決定したということは伺ってございます。

○岩田委員　僕も全然この名前を変えるとかそういう、変えるというんじゃないな、つけるみたいなのを全然知らなかったんですけども、僕、ずっと地元、千代田区だったんですけど、法政の前の土手の通りと、長いですけど、そういうふうに土手の通りと呼んでいたんですよ。法大通り、まあまあ確かに法政大学があるから法大通りなのかなと思いながらも、皆さん納得して、これでいい感じなんですかね。何だ、その協議会だけじゃなくて、ほかの地域とか、例えば飯田橋のここら辺、飯田橋と市ヶ谷のちょうど間ぐらいなんですけども、そこら辺ぐらいの方たち、これでいいよという感じだったんですかね。

○神原環境まちづくり総務課長　この飯田橋のまちづくり協議会のほかに、連合町会のほうにもお話をさせていただいて、法大通りにしたいということで今回の申請があったものでございます。また、この決定に当たりましては、区の選定委員会がございまして、その中に、連合町会長会議会長、商店街連合会会長、商工業連合会会長ですとか、地域の連合の方にも一応ご確認を取った上で今回設定したものでございます。

○桜井委員長　はい。ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長　はい。じゃあ、次、行きます。２番目、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に関連する千代田区手数料条例の改正について、報告してください。

○山内住宅課長　それでは、電子ファイル０２環ま０２、環境まちづくり部資料２、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に関連する千代田区手数料条例の改正についてをご覧ください。

まず、１の経緯でございます。令和７年５月３０日にマンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、新たにマンション管理適正化支援法人に関する条文が追加されました。追加された条文は、第５条の３から第５条の１２までの１０の条文となります。

二つ目の手数料条例の改正の関連の部分になります。経緯でご説明いたしました法律改正により、手数料条例で本法律を引用している部分が改正となります。対象となる部分は３か所となります。この３か所につきましては、そちらに記載させていただいております第５条の３、第５条の６、第５条の７が、それぞれ第５条の１３、第５条の１６、第５条の１７となるものでございます。この３か所につきましては、条文の内容に関する変更はございません。

また、追加される条文のマンション管理適正化推進支援法人についてご説明をさせていただきたいと思います。都道府県知事は、マンションの管理適正化のため、マンションの管理組合等の支援を行う民間団体をマンション管理適正化支援法人として登録することができるものです。マンション管理適正化支援法人は、マンション管理組合やマンションの区分所有者等に対し、マンションの管理に関する情報の提供、相談、提案や、マンションの管理に関する知識を有する者を派遣するなど、必要な援助を行う団体でございます。

次に、３、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行日でございます。施行日は本年１１月２８日となっております。

この法改正の内容は、第３回区議会定例会において提案を予定しております手数料条例改正の議案に関連するものでございます。

ご説明は以上でございます。

〇桜井委員長　はい。ただいまご説明を頂いた中にもございましたけども、本件は第３回定例会の提出予定案件に関連するものということでございますので、事前審査とならないようご協力を頂きたいと思います。概括的な質疑などがございましたら、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇桜井委員長　はい。それでは終了いたします。

続いて、３番目、神田錦町南部地区まちづくりガイドラインについて、報告を頂きます。

〇吉田地域まちづくり課長　それでは、報告三つ目として、神田錦町南部地区まちづくりガイドラインについてご報告させていただきます。５月２９日の環境まちづくり委員会で、本ガイドラインの案の内容と、そしてパブコメの実施についてご説明させていただいたところです。本日は、６月２５日から７月９日の期間で実施したパブリックコメントの実施概要と、そして策定するガイドラインの前回ご説明したものからの変更点について説明させていただきます。

時間も前回の委員会から３か月程度空いてしまっているので、まずガイドラインの位置づけについて簡単に説明させていただきますと、こちらは地元準備組合が中心となって地域へ説明しながら、この地区のまちづくりの方針として検討を進めてきたものです。本ガイドラインは今後のこの地区のまちづくりの指針になるものとなっておりますので、区としても地元の意見をしっかりと尊重しつつ、パブコメを踏まえて策定したいと思います。

まずパブリックコメントの実施結果について、資料３－１、こちらがパブリックコメントの実施の結果の概要となっております。

先ほどお示ししたとおり、期間に関しては６月２５日から７月９日までです。募集の方法は、ホームページと、直接持ってきていただく、もしくは郵送、ファクス、電子メールなどでパブリックコメントの受付を行っております。周知方法としては、広報紙に６月５日号に掲載するほか、区のホームページや区役所２階の区政情報コーナー、各出張所など、あと掲示板も使って周知をしております。

意見者数です。少し紛らわしいのですが、２０名の方から意見の提出がございました。上に書いてある表、区分というのが、在住者かつ区内の事業者であったりとか、そういった重複の者がありますので、２０名の方ですが、延べで２３人と記載しております。

ガイドラインの素案に関する意見数でございますが、こちら、ガイドラインのどの項目に対して意見がどの程度あったかというもので、一番数が多かったものは、ガイドラインの５.のまちづくりアクションと整備イメージという、具体的にどういうまちづくりをしていきますかというところの内容に関する意見が１２件と一番多くなっております。

続いて、資料３－２をご覧ください。こちらはパブリックコメントで頂いたご意見と、それに対する区の考え方を示した資料となっております。２９件ございますので、一個一個の説明は割愛しますが、学校の運営の観点や、にぎわいや防災の観点、ウォーカブルなまちづくりの観点などからご賛同の意見を頂いているところです。また、景観や環境、ファミリー層向けの住宅整備などに関する意見も頂戴しております。

ガイドラインの今回変更する箇所に関する意見を二つ紹介させていただきますと、３－２の２ページ目の、ナンバーで言うと６と７になるんですけれども、こちら、６番、７番では、「子ども」「子育て世代」といった記載がガイドラインにはなくて、このまちづくりの持続可能性に懸念を感じるというようなご意見、同趣旨のものを頂いております。区としても、大人から子どもまで多様な人々が快適に暮らして活動できる持続可能なまちづくりを目指しているところですので、こちら、ご意見を踏まえて、ガイドラインの一部を追記というか、明示させていただく形で変更しております。

資料３－３、こちら、ちょっとページ数が多いんですけれども、こちらがガイドラインの本体となります。策定するガイドラインの本体となっておりまして、５月２９日の委員会でも説明させていただいておりますので、そちらの中で、変更箇所を抜粋しているものが資料３－４となりますので、そちらをご覧いただければと思います。

まず事務的な部分の修正になるんですけれども、資料３－４の２ページの主な上位計画といったところ一番最後のポツで、日本橋川の賑わい創出に向けた基本方針（取組Ｖｅｒ．１）というのがあるんですけれども、こちら、５月の委員会の時点、パブリックコメントを開始した時点では、東京都のほうでもこの基本方針に関するパブリックコメントを行っていたということで、策定がされておりませんでした。７月にこちらも策定されましたので、事務的なところですが、「案」というのは消して、「４月」を「７月」に変えているというところがあります。３ページ目と４ページ目についても同様の修正を行っております。

資料３－４の５ページ目ですが、先ほどのパブリックコメントのご意見を踏まえまして、取組内容の四角が三つありまして、その下のポツの「神田警察通り沿いに地域の核として大人から子どもまで多様な活動ができ」という赤字の部分、「大人から子どもまで」という記載を追加しています。

ちょっと１ページ飛んでしまうんですが、７ページ目に関しましても、左下のアクション２というところに同様の追記を行っております。

１枚戻りまして６ページ目ですが、こちらは一番修正というか追記をしているところでして、こちら、ご意見踏まえて、「既存建物の有効利用や機能更新の促進による、周辺のまちと連続するにぎわい創出」といった中の３ポツ目で、赤字の部分なんですけれども、「公共施設の整備、個別更新（リノベーションを含む）、拠点整備など、個別エリアで完結することなく、官民連携のまちづくりを推進し、子育て世帯、高齢者、単身者、若年層など、多様な人々が快適に暮らし、交流し、地域に根ざして生活できる持続可能な環境の形成を図る」というように文章を追記しております。

更新の内容は以上で、こちらの内容でガイドラインを策定いたします。

今後のまちづくりの流れになりますが、ガイドラインの策定後は、このガイドラインに基づいて具体的なまちづくりの手法について検討を行った上で、都市計画手続や再開発事業について進めていくことを予定しております。

説明は以上となります。

○桜井委員長　はい。ありがとうございました。

説明が終わりました。委員からの質疑がございましたら、お受けしたいと思います。

○春山委員　区道廃道のこととウォーカブルのまちづくりの、区のこれからの取組の方向性についてお伺いさせてください。前回の委員会のときに、ごめんなさい、確認させていただいたんです。この４本の区道は、震災前か後かという確認をさせていただいたときに、震災後ということだったんですが、ちょっと調べさせていただいて、北側から２本の通りは１９０７年のときにはもう道路としてあったものです。南側の３、４本目のところは確かに震災復興に伴う道路の設置なんですけれども、前回の委員会でも質問させていただいたんですが、ここの皆さん神田の方々、私の地域ではないんですけど、この神田らしさを残していってほしい、神田らしいものというのをすごい表現されるんですけれど、この再開発に伴って様々な区道廃道の案件があって、道の記憶というのがすごく人の記憶の中、歴史の中ですごい重要な要素なんですが、区道廃道をしていくに当たって、街区の記憶みたいなものはどうやって残して、神田らしさというものを残しながら再開発に臨まれていくのか、そこをもう一度確認させていただけますか。で、道路は１９０７年の時点では道路地図上にはあります。

○吉田地域まちづくり課長　５月２９日の委員会でもご指摘いただいた、地域らしさ、神田の地域らしさ、もちろん道の記憶もそうですし、まちの記憶という部分で、再開発で道がなくなったり、町並みが変わったからといってそれが失われてしまうというのは、非常によろしくないとは認識しており、こちらに関しても、準備組合と協議を区としても進めておりますが、そういった中で、どういった形で、もう道そのものはなくなってしまうわけですから、写真なのか、そういう歴史に関係したポスターじゃないですけど、そういうのを展示するのかみたいなところは、具体的にはまだ決まっておりませんが、しっかりと文化であったりとかというものは継承というか、残していくような方向ができないかというところでは調整をさせていただいております。

以上です。

○春山委員　このパブコメの意見の中にも、神田の開発によって、どこも同じようなまち

になることを避けてほしいという意見も見受けられるので、ぜひこの錦町は錦町らしいまちというものが、記憶がちゃんと残せるような形を考えていただきたいと思います。

二つ目、２点目はウォーカブルなんですけれども、ウォーカブルのまちづくりを進めていくということで、ガイドラインがつくられているんですけれども、ここのところに、パブコメの中にあるように、スーパーブロックを検討してほしいとか、いろいろなご意見がありますが、歩道の拡幅だけではウォーカブルにはならないので、車の在り方、車歩分離なのか車歩共存なのか、道路の設計の仕方というのによって、ウォーカブルになる通りもあれば、全く変わらないという通りもできてしまうんで、その辺のことがまだこのガイドラインの中には記載されていないんですけれども、どういうふうな形でこの本当に実際にウォーカブルというのを進めていかれるのか。今のお考えをお伺いできますか。

〇吉田地域まちづくり課長　ありがとうございます。

１点目に関しましては、神田らしさを継承していけるように調整を進めていきたいと思います。

２点目、ウォーカブルについてですけれども、資料３－３の右下のページ番号１４のところが、具体的に現時点で想定しているウォーカブルなまちづくりとして記載しているところです。春山委員がおっしゃるとおり、ウォーカブル施策って結構交通政策みたいなところはありまして、ここにも記載しておりますけれども、先ほどもちょっと別の議案でありましたが、駐車場の集約化とかはこちらを検討しています。なるべく必要な量は確保するのは当然なんですけれども、過剰な駐車場が増えることによって、１階部分が駐車場になっちゃうとか、そういった形で、人の視点での――アイレベルというんですかね、でのにぎわいというのが不足するようなことはまずなくしていこうというのと、あとは安全性の面でも、駐車場が、車の出入りする場所というのをなるべく集めていく。そういった取組でウォーカブルな施策というのはあるのかなと、進めていくという方針を出しております。

あとは、再開発が予定される地区もそうなんですけども、周辺地区で、ここですね、この、それこそ先ほどお話しした、今回更新、修正というか、追記した部分のこの既存建物の有効利用や機能更新の促進による周辺のまち等に連続するにぎわいの創出というところで、再開発を行う区域だけではなくて、その周辺の地区でもリノベーションであったり個別の建て替え、こういったものを促進していって、目的となるような施設、周りから目的となるような個性的な施設がたくさんと出て、ぽつぽつというか徐々に、一気にがっとは増えないでしょうけれども、そういったものが増えていけば、にぎわいがあるようなウォーカブルなまちづくりに寄与していくんではないかと考えております。

以上です。

〇春山委員　ご説明ありがとうございます。今、都市再生特別措置法の改正も含めて、当該の土地だけじゃなくて、周辺地域をきちんと魅力的な土地にしていくという方向にかじ取りもされているので、ぜひそういういい事例なるようなまちづくりを進めていただきたいと思います。

最後に、日本橋川のご説明がありましたが、ここ、日本橋川の水辺のにぎわいを、この開発を契機に進めていくというので、とても期待したいところなんで、この日本橋川の水質改善も含めた取組、都とどのような連携をされているのか、ご説明いただけますか。

○吉田地域まちづくり課長　まず１点目に関して、ウォーカブルなまちづくりをしっかりとできるように、開発だけじゃなくて、周辺エリアにも波及できるようなまちづくりを進めていきたいと思います。

２点目の日本橋川に関する都との連携ですけれども、こちら、日本橋川の水質改善に向けた検討は、ここの地区だけではなくて、千代田区として東京都とは定期的に打合せを行っていて、どういった取組ができるかというのは調整しているところですし、水質改善に向けても、ちょっとまだ具体的な話というのは今の時点でなかなかできるところじゃないんですけれども、都の下水道局さんと、具体的な水質改善のための貯留槽の整備といった話に関して、区としてもやはり協力していく方針で進めていきたいというような方向では議論をして、議論というか調整を前向きにしているところでございます。

以上です。

○桜井委員長　はい。ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長　はい。それでは、報告事項はこれで終了いたします。

次に、日程３、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長　はい。

執行機関からありますか。

○榊原エリアマネジメント推進担当課長　それでは、ウォーカブルなまちづくりの取組について、口頭でご報告をさせていただきます。

６月２７日の本委員会でもご報告をいたしましたウォーカブルなまちづくりの活動募集第２弾につきまして、このたび４件の提案を採択いたしました。既に第１弾で採択をした提案の実施が一部始まっているところではありますが、第１弾と第２弾ともに、今後実施の案件については、今後行われる各協議や地域の合意形成の状況等を踏まえまして、詳細が確定した活動から適宜周知等を行っていきたいというふうに考えております。

なお、本事業は昨年度までプレイスメイキングの実証実験という形で実施していた取組を引き継ぐものでありまして、今年度からの本格実施に当たり、採択案件は第１弾の募集分と合わせて合計１４件に増える予定となってございます。取組の支援によりまして、ウォーカブルなまちづくりを通した地域課題の解決であったり、ＱＯＬの向上を推進してまいりたいと、そのように考えております。

ご報告は以上です。

○桜井委員長　はい。この件について、委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長　はい。

ほかに執行機関のほうからありますか。ない。はい。

お疲れさまでございました。それでは、その他を終了いたします。

以上をもちまして、当委員会を閉会させていただきます。お疲れさまでした。

午後２時４６分閉会